

送付先:名古屋市健康福祉局介護保険課 宛 * 送り状は不要です。

【FAX番号 (052)972-4147】

【E-Mail a2592-04@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp】

送り間違いのないようお願い
します。

平成30年度 介護保険制度改正及び報酬改定に関する質問票

事業所名										
法人名										
事業者番号										
サービス 種 別										
担当者名	氏名					職名				
連絡先	電話番号					FAX番号				

【 質 問 】

該当項目又は 該当ページ	(集団指導の資料のうち、どの項目・どのページに該当するかをご記入ください。例「集団指導資料P50「〇〇について」等」)
タイトル	(質問にタイトルを付けてください。例「同一建物に居住する者へのサービス提供に係る減算について」等)(※該当項目又は該当ページを示していただける場合は、記入は不要です。)
質問内容	(質問は、簡潔、明瞭にご記入ください。)

※当様式による介護保険制度改正及び報酬改定に関する質問は、平成30年4月27日(金)まで受け付けます。主な質問に関する回答については、順次NAGOYAかいごネットに掲載する予定です。

介護保険事業所に対する指定指導事務の委託について

名古屋市は、介護保険サービス事業所による指定申請・指定更新申請及び変更届受付等事務並びに指導事務の一部を、今年度より下記委託先に委託しています。

【委託先】

- ・名古屋市介護事業者指定指導センター（一般社団法人 福祉評価推進事業団）
- ・住所：名古屋丸の内ビル 7 階（名古屋市中区丸の内 3-5-10）
- ・TEL：052-950-2233（代表番号兼実地指導グループ）
052-950-2232（指定グループ）
- ・FAX：052-971-0577（指定グループ・実地指導グループ共通）



※市営地下鉄名城線

市役所駅 3 番出口より徒歩 5 分

※市営地下鉄名城線/桜通線

久屋大通駅 2A 出口より徒歩 5 分

※駐車場の用意はございません。

近くのコインパーキングに駐車いただくか、公共交通機関での来訪をお願いします。

指定指導センター来訪のために市役所の駐車場の利用はできません。

【委託内容】

1 指導事務

平成 29 年 8 月より、訪問介護事業所、通所介護事業所、居宅介護支援事業所に対する実地指導の一部を委託しています（予防専門型、生活支援型、ミニデイ型、運動型も含む。）。

また、併せて、上記サービスを運営する事業所からの、上記サービスに係る指定基準や報酬算定に係る質問等の対応を委託しています。

＜上記サービスを運営する事業所からの質問等対応窓口＞

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL：052-950-2232 FAX：052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く）

2 指定申請等受付事務

平成 29 年 9 月から次のとおり指定申請等の相談・受付窓口を変更しています。

(1) 指定申請、指定更新申請及び廃止・休止・再開の届出にかかる相談・受付窓口

訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、 通所介護、地域密着型通所介護、 (介護予防)訪問看護、 (介護予防)訪問リハビリテーション、 (介護予防)通所リハビリテーション(みなし指定)、 (介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、 (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、 (介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、 予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービス、 予防専門型通所サービス、ミニデイ型通所サービス、 運動型通所サービス	名古屋市介護事業者指定指導センター TEL:052-950-2232 FAX:052-971-0577 〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階 月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで(土曜日、日曜日、 祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 までは除く)
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、 (介護予防)特定施設入居者生活介護、 (介護予防)認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	名古屋市役所介護保険課施設指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-2539 FAX:052-972-4147 <従前とおり>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、 (介護予防)認知症対応型通所介護、 (介護予防)小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護	名古屋市役所介護保険課居宅指定係 (本庁舎 2 階) TEL:052-972-3487 FAX:052-972-4147 <従前とおり>

※介護保険事業以外の事業等と併設の場合は、名古屋市においても相談・受付を行います。

(2) 指定内容の変更及び加算届にかかる相談・受付窓口

(1) の表に記載のすべてのサービスについて、次の部署で相談・受付を行います。

名古屋市介護事業者指定指導センター

TEL:052-950-2232 FAX:052-971-0577

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-5-10 名古屋丸の内ビル 7 階

月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで

(土曜日、日曜日、祝日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは除く)

電話・資料送付のお間違えが多発しています。事業者の皆様にはお手数をおかけして申

し訳ありませんが、問い合わせ窓口をご確認いただき、お間違えのないようにお願いし

ます。市へ問い合わせが必要な内容については、次ページをご確認ください。

平成30年度 名古屋市役所介護保険課 連絡先一覧

施設指定係 ☎ 972-2539

- 次の介護サービスの事業者指定、更新等
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、
特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
短期入所生活介護、短期入所療養介護（※平成30年3月末までは居宅指定係の担当）
- 高齢者福祉施設の設置、認可
- サービス付き高齢者向け住宅の運営

居宅指定係 ☎ 972-3487

- 次の介護サービスの事業者指定、更新等
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（※）
- 名古屋市特別給付（生活援助型配食サービス）の事業者指定、変更等の手続き
(※)ミニデイ、運動型のサービス内容等については、地域ケア推進課地域支援係 ☎972-2540

指導係 ☎ 972-2592（施設）、3087（居宅・有料）、2594（給付）

- 介護サービス事業者等の指導
- 有料老人ホームの届出受理・指導
- 事故報告書
- 介護保険の保険給付等（総合事業を含む）
- 特定福祉用具販売、住宅改修、名古屋市特別給付の事業者に対する検査、指導助言
- 介護サービス情報公表 ☎972-4628 ※平成30年4月1日よりお問い合わせください。

認定係（名古屋市介護認定事務センター内） ☎ 750-7881

- 要介護・要支援認定
※平成30年4月1日よりお問い合わせください。
※平成30年3月末までの要介護・要支援認定に関する問い合わせは ☎972-2593

保険料係 ☎ 972-2593

- 介護保険の被保険者資格
- 介護保険料の賦課、収納

推進係 ☎ 972-2591

- 介護保険に係る予算決算、介護保険制度の普及
- 介護保険事業計画
- 名古屋市立老人ホーム

名古屋市役所 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

【所在地】〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 本庁舎2階

【FAX番号（各係共通）】972-4147

【申請・相談等の窓口受付時間】9:00～17:00（開庁時間 8:45～17:30）

申請・相談等で来庁される場合は、必ず事前連絡をお願いします。

指定指導事務の一部を名古屋市介護事業者指定指導センターに委託しています。詳細は前ページをご覧ください。